

市報第3号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年5月23日

横浜市長 林 文子

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前 変更後		
31. 1. 25	市場小学校けやき分校新築工事（建築工事）請負契約	日成・日飛建設共同企業体	<u>30. 12. 10 専決</u> 契約金額 <u>2, 179, 440, 000円</u> 完成期限 令和2年3月19日 <u>30. 10. 4 議決</u> 契約金額 2, 173, 068, 000円 完成期限 令和2年3月19日	契約金額 <u>2, 352, 240, 000円</u> 完成期限 令和2年3月19日	工事に伴う発生土に想定以上の油分等が含まれていることが判明し、当該発生土の処分方法を変更したため
31. 2. 19	日吉台小学校第二方面校（仮称）新築工事（建築工事）請負契約	馬淵・NB・小雀建設共同企業体	<u>30. 12. 10 専決</u> 契約金額 <u>2, 487, 240, 000円</u> 完成期限 令和2年3月31日 <u>30. 10. 4 議決</u> 契約金額 2, 478, 600, 000円 完成期限 令和2年3月31日	契約金額 <u>2, 539, 080, 000円</u> 完成期限 令和2年3月31日	地盤の支持層の一部が想定以上に深い箇所にあることが判明し、杭をより深く打つことが必要となったため

<p>31. 3. 7</p>	<p>寿町住宅 (仮称) 建替工事 及び寿町 福社会館 (仮称) 整備工事 (建築工 事) 請負 契約</p>	<p>松尾・小 俣・土志 田建設共 同企業体</p>	<p><u>30. 11. 1 専決</u> 契約金額 <u>2, 005, 830, 241円</u> 完成期限 <u>平成31年 3 月15日</u> <u>29. 9. 22議決</u> 契約金額 1, 987, 200, 000円 完成期限 平成31年 3 月15日</p>	<p>契約金額 <u>2, 011, 230, 241円</u> 完成期限 <u>平成31年 4 月30日</u></p>	<p>関連工事の着手 が入札の不調に より遅れたため</p>
<p>31. 3. 12</p>	<p>高速横浜 環状北西 線(東方 ・川向地 区) 街路 整備工事 (橋りよ う上部工) 請負契 約</p>	<p>宮地・古 河建設共 同企業体</p>	<p><u>28. 9. 21議決</u> 契約金額 4, 094, 883, 720円 完成期限 <u>平成31年 3 月29日</u> <u>28. 6. 3 議決</u> 契約金額 4, 075, 326, 000円 完成期限 平成31年 3 月29日</p>	<p>契約金額 4, 094, 883, 720円 完成期限 <u>令和元年 6 月28日</u></p>	<p>工事敷地内の建 物の撤去に当た り当該建物の所 有者との協議に 時間を要し、施 工手順等を見直 したため</p>
<p>31. 3. 26</p>	<p>市道西戸 部第560 号線及び 市道西戸 部第342 号線道路 建設工事 (人道橋 築造工) 請負契約</p>	<p>エム・エ ムブリッ ジ株式会 社</p>	<p><u>30. 12. 19専決</u> 契約金額 <u>1, 374, 357, 240円</u> 完成期限 令和 2 年 4 月30日 <u>30. 10. 4 議決</u> 契約金額 1, 358, 640, 000円 完成期限 令和 2 年 4 月30日</p>	<p>契約金額 <u>1, 409, 903, 280円</u> 完成期限 令和 2 年 4 月30日</p>	<p>河川管理者等と の協議により橋 桁の架設方法を 変更し、橋桁の 強度を確保する ための加工が必 要となったため</p>

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第1号から第7号まで省略）

(8) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

地方自治法（抜粋）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価

市報第3号

格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。